

會計内容には多くの疑点があり、既に聯盟の鹿子木君によつて背任被疑と銘を打つて一切が法庭に持ち込まれて居る。

其第一に印刷費が上げられ、年額六千九百餘圓が不當に支拂はれて居る、次に大阪の所有土地を海員組合に賣却した代金の一部として收受した壹萬壹千圓が抹殺されて居る。更に同情すべき失業會員の救済資金として各船より蒐集した零碎なる寄附金の大部分が失業會員の手に入らず人件費、交通費及雜費等に費消されて居る点を指摘して居る。

其他人件費、交通費、會議費及民潮社補助或は米窪氏謝禮(勞働調査)等々不當支出の疑ひありと言ふのが告訴の全貌である。

事實協會の會計報告にある通り昭和七年度に於いて五千六百圓、昭和八年度に壹萬三千三百餘圓の赤字を出しながら印刷費以下に多くの節約し得ると思はれる支拂項目があり之を審さに解剖するとヘンなものが飛び出すのではないかとの感を深ふするものがある。海員協會は吾等の協會である。斷じて少數者の私有物ではない。

吾等會員は一致協力之れを正しく強く守護する責務がある。

吾等は今重大なる多くの問題に直面して居る、曰く失業洪水對策、曰く船質改善對策、曰く老廢海員問題、

其何れを見ても全高級船員の力強き結束が必要である。

従つて其役員會が監督さんに偏する事も十一會に偏する事も拒否せなくてはならん。

然るに今回の選舉には理事者側は監督偏重で進み聯盟側は十一會偏重でアノ一大泥試合を演じ、未だ結末もつかず、法庭で醜惡な内情を暴露し殆んど抵止する所が知れない有様である。

私は、に考ふる所あり貳月九日に協會理事者派と聯盟とに左記調停案を出した

一、尾崎、都竹、鈴木三氏の引退

二、告訴の取下げ

三、都竹、鈴木兩氏の後任及各出張所長進退は前後處理委員に一任

四、役員は定款の要求する得票を有する資格者の内より得票の如何によらず前後處理委員に於て選定す